

福祉子どもみらい局所管計画の 策定・改定について

	頁
1 かながわ子ども・若者みらい計画 . . .	1
(子どもみらい部次世代育成課)	
2 神奈川県社会的養育推進計画 . . .	3
(子どもみらい部子ども家庭課)	

<参考資料>

- ・ 参考資料 1 「かながわ子ども・若者みらい計画（案）」
- ・ 参考資料 2 「神奈川県社会的養育推進計画（改定案）」

「かながわ子ども・若者みらい計画」案の概要

1 策定の概要

(1) 策定の趣旨

県では、「かながわ子どもみらいプラン」を平成 27 年 3 月に策定し、総合的な子ども・子育て支援の取組を進めてきた。

このたび、子ども・若者をめぐる様々な課題に適切に対応するために、現行の子ども・若者に係る計画・指針を統合し、こども基本法に基づく「こども計画」としての位置付けも加え、新たな計画として、「かながわ子ども・若者みらい計画」を策定する。

(2) プランの位置付け

- ・ こども基本法に第 10 条第 1 項に規定されたこども施策についての計画
- ・ 子ども・子育て支援法第 62 条第 1 項に規定された教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他子ども・子育て支援施策の実施に関する計画
- ・ 次世代育成支援対策推進法第 9 条第 1 項に規定された次世代育成支援対策の実施に関する計画
- ・ 県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画

(3) 計画期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間

(4) 対象区域

県内全市町村

2 本県の子ども・若者・子育ての状況

- ・ いじめ、虐待、貧困等の子ども・若者が直面する問題は依然として減少しておらず、近年では、ヤングケアラー、医療的ケア児等に係る問題も新たに顕在化している。
- ・ 個人と地域社会及び他者との関わりが希薄になる中で、孤独・孤立の状態にある子ども・若者の問題、子育て家庭の孤立化等、社会全体としての課題も浮き彫りになっている。さらに、これらの問題の中には、年齢によって切れ目が生じないよう、継続的な支援を行うことを必要とするものが多く存在している。

3 計画の基本理念等

(1) 基本理念

子ども・若者の目線に立った施策の推進を通じて、子ども・若者一人ひとりの望みと願いを尊重しながら、誰もが自分らしく、幸せに暮らせる社会の実現

(2) 基本方針

- ア すべての子ども・若者があらゆる差別を受けず、生命、生存及び発達に対する権利や自己の意見を尊重され、自分らしくいられるとともに、その最善の利益が考慮されること
- イ 父母その他の保護者が子育てに伴う喜びを実感できるよう、子育てに関する負担の軽減、不安の解消をすること
- ウ 社会全体で連携し、協力することで、子ども・若者を支え、育てること

4 主要施策

(ア) 子ども・若者の社会参画・意見反映

政策決定過程への子ども・若者の参画促進や、子ども・若者が意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成等の取組

(イ) ライフステージを通じた重要事項

子どもの貧困対策、障害児支援・医療的ケア児等への支援や児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びケアラー・ヤングケアラーへの支援等の取組

(ウ) ライフステージ別の重要事項

妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保や居場所づくり等の取組

(エ) 子育て当事者の不安解消のための施策

子育てや教育に関する経済的負担等の軽減や、ひとり親家庭への支援等の取組

(オ) 子ども・若者を地域でともに育む施策

子ども・若者、子育てに関わる人材の確保や子ども・若者、子育てにやさしい社会づくりのための意識改革、環境整備等の取組

5 教育・保育の需給計画及び人材の必要見込み数

教育・保育の需給計画については、市町村子ども・子育て支援事業計画における数値を集計したものを基本として算出した。

人材については、計画値の供給量の利用定員数に対応する必要見込み数を算出した。

(別紙「かながわ子ども・若者みらい計画」案のとおり)

6 計画の点検・評価及び推進体制

毎年度、計画に基づく施策の実施状況等について、子ども・若者の目線に立って点検・評価し、神奈川県子ども・若者施策審議会で審議するとともに、その結果を公表する。

また、神奈川県子ども・子育て会議及び神奈川県子ども・青少年みらい本部において、子ども・子育て支援施策を総合的かつ効果的に推進していく。

「神奈川県社会的養育推進計画」改定案の概要

1 改定の概要

(1) 改定の趣旨

県では、里親等への委託の推進や児童養護施設等の小規模化・地域分散化等の家庭的養護を推進する、「神奈川県家庭的養護推進計画」を平成27年3月に策定、その後の児童福祉法の改正等に伴い、令和2年3月に「神奈川県社会的養育推進計画」として名称変更・改定を行った。

本計画は、計画期間（令和2～11年度の10年間）の前期末（令和6年度）に進捗状況を検証し、後期（令和7～11年度）の計画を見直すこととしており、改正児童福祉法（令和6年4月1日施行）及び「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日付けこども家庭庁支援局長通知）の内容や、現行計画の成果・課題等を踏まえ、計画を改定する。

(2) 計画の位置付け

県の総合計画である「かながわグランドデザイン」を補完する、特定課題に対応した個別計画

(3) 計画期間

令和7年度から令和11年度までの5年間とする。

(4) 対象区域

県所管域（政令指定都市及び児童相談所設置市を除く。）とする。

なお、政令指定都市及び児童相談所設置市と連携・調整してまとめる。

2 本県の子どもを取り巻く現状

- ・ 少子化が進行する一方、児童相談所における虐待相談対応件数は増加傾向。
- ・ 代替養育を必要とする子ども数（乳児院、児童養護施設及び里親家庭で暮らす子ども数と2か月以上一時保護されている子ども数の計）はほぼ横ばいで推移。
- ・ 里親及びファミリーホームに委託している子どもの割合である「里親等委託率」は増加傾向。

3 社会的養育の体制整備の基本方向と全体像

子ども一人ひとりに合った養育環境を提供し、子ども自身がずっとともにいてくれると感じる信頼できる大人との、途切れないつながりを土台として、子どもたちが安心して健やかに成長し、生き生きと暮らすことができる神奈川の実現を目指す。

4 前期計画の取組結果

(1) 子どもの権利擁護の推進

意見表明支援、意見聴取等措置など、権利擁護の取組みが充実してきており、支援に本人の意向がより反映されるようになってきているが、関係者の理解をさらに徹底していく必要がある。

(2) 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

市町村の要保護児童対策地域協議会と児童相談所で役割分担・連携して支援を行ってきたが、県と市町村が一体となって子ども・家庭支援体制を構築し、重層的な支援を行う必要がある。

(3) 家庭と同様の環境における養育の推進

里親等委託率は、全体としては、ほぼ計画通りに推移しているが、年齢別の内訳を見ると、学童期以降を除き、計画を大幅に下回っており、里親支援の体制を強化する必要がある。

(4) 代替養育を経験した子どもの自立支援の推進

リービングケア、アフターケアに関して、取組みは充実してきているが、自立支援についての課題を明らかにするためには、実態の定量的な調査が必要である。

5 代替養育の需要量と供給量

(1) 代替養育を必要とする子ども数の見込み（需要量）

児童人口は減少するものの、児童人口に占める割合が増加するため、同水準で推移すると見込む。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
20歳未満人口 (県所管域)	439,925人	433,805人	427,684人	421,362人	415,040人	408,717人	402,395人
代替養育を必要とする子ども数	747人	746人	745人	745人	745人	745人	745人

(2) 里親等委託率

前期計画では国に準じた目標値を設定していたが、取組みの結果、実態との乖離が明らかになった。将来的な国目標の達成も目指しつつ、後期計画では、資源の状況などを積み上げて目標値を算定し直した。

年齢区分	実績	前期計画目標		改定後目標
	R5	R6	R11	R11
3歳未満	13.8%	34.2%	75.0%	48.8%
就学前	37.6%	59.2%	75.0%	55.2%
学童期以降	19.8%	13.8%	24.6%	21.1%
全体	22.4%	24.0%	40.0%	30.2%

5 取組みの方向（4つの柱）

(1) 子どもの権利擁護の推進

権利の主体である子どもを中心として、子ども目線で取り組む。

(2) 子どもと家庭を地域で支援する取組みの推進

児童相談所・施設・市町村等関係機関の体制や連携を充実・強化する。

(3) 家庭と同様の環境における養育の推進

子ども一人ひとりに合った養育環境を提供する。

(4) 社会的養護経験者等の自立支援の推進

子どもたちの自立する力を育み、支える環境を整える。

7 具体的な取組み

4つの柱ごとに、具体的な施策を位置付ける。

8 計画の進捗管理・評価

- ・ 計画の進捗状況については、毎年度、「4つの柱」に関する指標等により実態を把握し、里親委託等推進委員会及び社会的養護自立支援協議会において点検・評価を行い、神奈川県児童福祉審議会に報告するとともに、その結果を公表する。
- ・ 点検・評価によって明らかになった課題等に対し、当事者（社会的養育経験者を含む子ども）等の意見を踏まえて、計画の見直しを図る。

9 指標編

「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」を踏まえ、子どもの意見表明の実施状況、市町村のこども家庭センター整備状況等、各取組みに係る整備目標と評価指標を設定。